

就学困難な児童・生徒への援助



子どもを小・中学校へ就学させるのに経済的理由で困っている保護者に、学用品費や学校給食費などの就学援助を行っています。

対象 町立小・中学校に在学または入学を予定している児童・生徒の保護者で、「要保護」「準要保護」に該当する方

- 「要保護」は生活保護世帯の方
- 「準要保護」は次のいずれかに該当する方
 - ▽ 生活保護が停止または廃止された方
 - ▽ 町民税が非課税または減免された方
 - ▽ 個人事業税または固定資産税が減免された方
 - ▽ 国民健康保険税が減免された方
 - ▽ 国民年金保険料が免除された方
 - ▽ 児童扶養手当が支給された方
 - ▽ 生活福祉資金の貸し付けを受けた方
 - ▽ そのほか、経済的な理由で困っている方で、教育委員会が援助を必要と認めた方

就学援助の内容

| 項目 | 支給内容 | 援助対象 |
|-------------|--|--------------------------------------|
| 学用品費等 | 学用品費、通学用品費 | 準要保護に該当する方 |
| 新入学児童生徒学用品費 | 小・中学校に入学する児童・生徒が通常必要とする学用品費、通学用品費の購入費 | 小学1年生の児童または中学1年生の生徒がいる準要保護に該当する方 |
| 修学旅行費 | 児童・生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代など | 小学6年生の児童または中学3年生の生徒がいる要保護・準要保護に該当する方 |
| 学校給食費 | 保護者が学校に支払う給食費の全額 | 準要保護に該当する方 |
| 医療費 | 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病(学校病)における自己負担額 | 準要保護に該当する方 |
| 校外活動費 | 校外活動費(宿泊を伴うもの)、キャンプなどに参加するため直接必要な費用 | 小学5年生の児童または中学2年生の生徒がいる準要保護に該当する方 |

※ 令和3年度に小・中学校へ入学予定の児童・生徒の保護者の方で、入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を希望する方は2月末までに申請してください。なお、この期限を過ぎても4月30日までに申請し、認定された場合は5月に支給します。(5月以降の申請については支給されません)

申請・問い合わせ先 学校教育課学校教育係 ☎(48) 1111 (内1230・1231)

宝くじの助成金で新調しました



宝くじを財源として実施される「コミュニティ助成事業」を利用して、大古根地区が宮長胴太鼓を新調しました。

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備などに対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っています。



問い合わせ先 政策協働課協働推進係 ☎(48) 1111 (内1310)

保育園入園案内(6月入園分)



6月入園希望の受け付けを行います。詳しい入所基準は案内で確認願います。

入所申し込み書や案内は随時子育て支援課で配布しています。

受付期間を過ぎると申し込みはできませんが優先順位が下がるので、お気を付けください。

受付期間 土曜日・日曜日を除く3月1日(月)～3月10日(水)の午前9時～午後5時

受付場所 子育て支援課(10番窓口)

申し込み方法 子育て支援課で配布する入所申込書に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出してください。

※ 提出書類に不備や不足がある場合、受け付けできません。

その他 ▽ 年少クラス以上については、自由契約児の受け付けも行います。

▽ 4・5月の入園受け付けも随時行っています。希望月の前月10日(10日が休みの場合は直前の開庁日)までに必要書類を提出してください。

申し込み・問い合わせ先 子育て支援課幼児保育係 ☎(48) 1111 (内1123・1124)

